

事務連絡
令和元年10月23日

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長 殿
福島県保健福祉部食品生活衛生課長 殿
郡山市保健福祉部保健所生活衛生課長 殿
いわき市保健所生活衛生課長 殿
茨城県保健福祉部生活衛生課長 殿
栃木県保健福祉部生活衛生課長 殿
埼玉県保健医療部生活衛生課長 殿
長野県健康福祉部食品・生活衛生課長 殿
長野市保健所食品生活衛生課長 殿

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

令和元年台風第19号の被災者に提供する仮設住宅（応急仮設住宅）へのペット連れの被災者の受入れ配慮について

令和元年台風第19号により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。台風の被害による混乱が続く中で、ペットと同行避難された被災者の皆様も、避難所等での生活を基盤に復興のためにご尽力されていることと思います。

このような中で、ご自宅にお帰りになる時期の見通しが立たない被災者の皆様のために、空きのある公営住宅や民間の住宅を借り上げた、みなし仮設住宅における受入れ、仮設住宅の新たな整備をご検討されている自治体も多いことと思います。

一般的な公営住宅ではペットの飼養が禁止されているところが多く、かつこの様な災害における対応においては、「ペットの飼養は禁止」とし、ペット連れの被災者に仮設住宅が提供できなかったことが課題となりました。

一方で、熊本地震や胆振東部地震の際には、仮設住宅の整備においてペットの飼養にご配慮いただきました。また昨年（平成30年）7月豪雨の際には、みなし仮設住宅に関して、ペットの飼養が可能な民間住宅のリストが提供された例がございます。

通常の公営住宅の利用とは異なる緊急の状況に鑑み、災害により期せずして自宅での居住が困難となり、現在避難所等で生活されているペットを連れた被災者の方々も安心して復興に専念できるように、仮設住宅等におけるペットの飼養についても特段のご配慮をいただきたくお願い申し上げます。